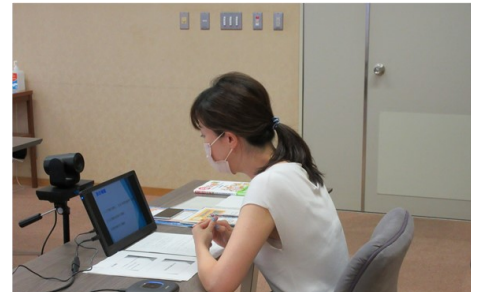
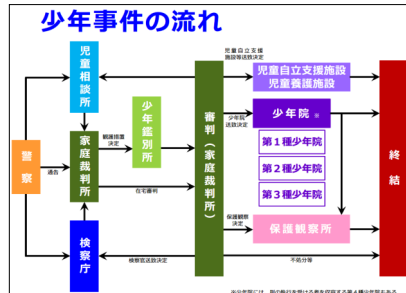
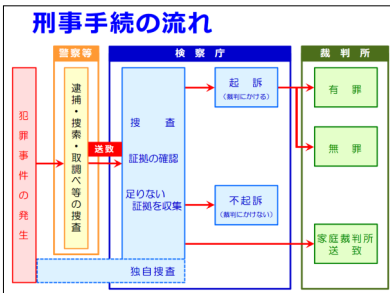


リモートで出前教室を実施しました 愛媛県立西条高等学校

愛媛県立西条高等学校から出前教室の御依頼があり、8月22日（月）、リモート方式による出前教室を実施しました。

同校からは、法教育に興味をお持ちの2年生や、法学部への進学を希望されている3年生を対象とした授業の希望がありましたので、「法・ルールとは何か」「法の機能」「法はなぜ必要なのか」といった法教育に関する内容のほか、「刑事手続の流れ」「少年事件の流れ」「検察庁の役割・仕事」といった検察庁の業務内容について、検察官から説明させていただきました。



リモート方式で講義する検察官の様子

参加された生徒の皆さんは、法教育や検察官の業務に興味を持たれているだけあり、とても熱心に講義を受けてくださいましたし、検察官になるためにはどのように進学すればいいのかといった、今後のキャリアに関する質問もありましたので、生徒の皆さんの夢を実現していただこうと、検察官の説明も丁寧なものとなりました。

また、今回の出前教室はコロナ禍を考慮したりリモート方式であったため、生徒の皆さんと直接お会いすることはできませんでしたが、「あまり関わることのない検察官から話を聞いて、とても貴重な体験ができた。」「検察官という職業により興味を持てた。法学部に進み、学びを進めていきたい。」との感想をいただき、職員もとても嬉しく思っています。

検察の使命は、「法と証拠に基づいて、刑事事件の事案の真相を明らかにし、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように裁判活動を進めていくこと」にあります。これによって、法秩序が守られ、安全・安心な社会が実現されるものと考えています。

検察庁に興味を持っていただいた生徒の皆さんと、社会正義の実現のために一緒に働く日が来ることを願っています。今回は御依頼をいただき、ありがとうございました。

【生徒さんからの声（抜粋）】

* ルールの必要性とその重要性を改めて実感させられました。

* 犯罪者への立ち直り支援や被害者への対応などに興味を持った。

* 特に印象に残ったことは被害者への対応があったことで、そのことは知らなかったのが驚いた。

* 検察官は怖い人が多いのかと思っていましたが、被害者への対応など、想像していたものとは違い、とても尊敬できる仕事だと思いました。

* 検察官について、大まかな知識や理解しかありませんでしたが、今回の出前教室でより詳しい理解ができたと思う。

出前教室・移動教室のご要望がございましたら、お気軽にご連絡ください。

松山地方検察庁 検察広報官
電話 089-935-6111(代表)
〒790-8575 松山市一番町4丁目4番地1



松山地方検察庁 広報活動 検索